資料１

# 第１６８回　愛知県市長会議提出議案一覧表（未定稿）


| | | ページ |
|---|---|---|
| 第１号議案 | 耐震改修が行われた住宅に対する固定資産税の減額措置について<br>名古屋ブロック　提出 | 5 |
| 第２号議案 | マイナンバーカードの活用による利便性の向上について<br>西尾張ブロック　提出 | 6 |
| 第３号議案 | 外国製電動アシスト自転車の取締りについて<br>西尾張ブロック　提出 | 7 |
| 第４号議案 | 地方債の公的資金補償金免除繰上償還制度の再実施について<br>西三河ブロック　提出 | 8 |
| 第５号議案 | 国政選挙に係る執行経費基準額の適正化及び調整費の適正な配分について<br>東三河ブロック　提出 | 9 |
| 第６号議案 | 消防用車両の共同整備の推進について<br>西尾張ブロック　提出 | 10 |
| 第７号議案 | 消防防災施設整備費補助金に係る補助対象の拡充について<br>西尾張ブロック　提出 | 11 |

第８号議案　大規模な建築物への耐震改修費の支援について　12
西尾張ブロック　提出

第９号議案　ＰＣＢ廃棄物の早期処理の推進について　13
西尾張ブロック　提出

第 10 号議案　子ども医療費助成制度の創設について　14
西尾張ブロック　提出

第 11 号議案　制度改革に伴う国民健康保険税負担の激変緩和について　15
西尾張ブロック　提出

第 12 号議案　児童福祉法改正に伴う児童虐待発生時の迅速・的確な対応について　16
西尾張ブロック　提出

第 13 号議案　共同生活援助事業所の運営に対する補助について　17
東尾張ブロック　提出

第 14 号議案　定期予防接種に係る財政措置について　18
知多ブロック　提出

第 15 号議案　既設の事業所内保育所にかかる運営費等補助について　19
西三河ブロック　提出

第 16 号議案　認定こども園施設整備交付金の財源確保について　20
西三河ブロック　提出

第 17 号議案　介護予防・日常生活支援総合事業の上限の引き上げについて　21
東三河ブロック　提出

第 18 号議案　亜炭鉱廃坑対策に係る支援制度について　22
東尾張ブロック　提出

第 19 号議案　緊急輸送道路の機能確保について　23
知多ブロック　提出

第 20 号議案　道路財特法の補助率等の嵩上げ措置の継続について　24
東三河ブロック　提出

第 21 号議案　三河港における自動車物流機能の強化に向けた港湾施設の整備促進及び自動車物流拠点港湾への支援について　25
東三河ブロック　提出

第 22 号議案　発掘調査で出土した遺物の取扱いについて　26
西尾張ブロック　提出

第 23 号議案　学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について　27
東尾張ブロック　提出
東三河ブロック　提出

第 24 号議案　幼稚園就園奨励費補助制度の財源措置について　28
知多ブロック　提出

第 25 号議案　公共施設整備費補助金の設置について　29
知多ブロック　提出

**第１号議案**

## 耐震改修が行われた住宅に対する固定資産税の減額措置について

名古屋ブロック　提出

国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、平成３２年までに住宅等の耐震化率を９５％とする目標を掲げています。

この目標の達成のため、平成３０年３月３１日までに耐震改修工事が完了した住宅を対象とした固定資産税の減額措置がされておりますが、当減額措置については、現行の耐震基準を満たしていない住宅の耐震化を税制面からも促すための措置であり、目標の達成のため、少なくとも目標期間である平成３２年度までの工事完了分については固定資産税の減額の対象とするべきであると考えます。

よって、国におかれては、**耐震改修が行われた住宅に対する固定資産税の減額措置について、現行制度で平成２９年度末までとされている工事期間を平成３２年度末まで延長するよう要望します。**

**第２号議案**

マイナンバーカードの活用による利便性の向上について

西尾張ブロック　提出

マイナンバー(社会保障・税番号)制度は、平成２７年１０月５日に個人番号が付番され、平成２８年１月からマイナンバーカードの交付が開始されました。平成２９年７月中旬からは、国及び地方公共団体間において情報連携の運用が開始され、マイナンバーを利用する事務については、住民票等の添付が不要となります。

しかし、民間事業者は情報連携の対象とはならないため、今後も手続きには住民票等が必要となります。

一方で、これまで行政機関に限られていた公的個人認証サービスの対象が民間事業者にも拡大されている状況もあります。

これらのことから、住民票が必要な手続きに際してマイナンバーカードにより基本４情報の確認を行うことで住民票と同様のものとして取り扱うことができる仕組みを構築するよう提案するものです。

マイナンバーカードの利便性向上により、住民や市行政の事務手続きの効率化及び、さらなる普及促進につながると考えます。

よって、国におかれては、**民間事業者等の手続きにおいても、マイナンバーカードの活用により住民票等の添付を省略するなど、利用者の負担を軽減できる取扱いができるよう要望します。**

**第３号議案**

## 外国製電動アシスト自転車の取締りについて

西尾張ブロック　提出

警察庁交通局から発出された平成２８年１０月２７日付け広報資料によると、道路交通法の基準に適合しない「電動アシスト自転車」と称して販売されているものに対しては、道路運送車両の保安基準に適合することが確認されるまでの間、使用を控えてくださいとされています。

しかしながら、昨今、電動アシスト自転車の利用が増加しており、中には市民が危険を感じるようなものも多く見受けられます。

海外から輸入されている国外メーカー品については、性能が確認できないため取り締まることができず、警察庁交通局からも、「使用を控えてください」と啓発するに留まっています。

犬山市内では、電動アシスト自転車に起因する事故は現在発生していませんが、事故を未然に防ぐためにも、早急に取締り体制の確立をしていただく必要があると考えます。

よって、国におかれては、**性能不明のまま輸入されている道路交通法の基準に適合しない「外国製電動アシスト自転車」に対する取締り体制の確立を要望します。**

**第４号議案**

## 地方債の公的資金補償金免除繰上償還制度の再実施について

西三河ブロック　提出

地方債の公的資金補償金免除繰上償還制度については、平成１９年度から３年間の臨時特例措置として、財政状況が厳しい地方公共団体を対象に、行政改革、経営改革を実施すること等を条件として補償金免除繰上償還を実施し、平成２０年度秋以降の深刻な地域経済の低迷等から更なる行政改革・経営改革を実施することを要件として、平成２４年度まで実施が延長されました。

現在、日本銀行が実施しているマイナス金利政策は、金融機関からの借入金利を低くし、経済活動を活発にすることが目的のひとつであります。

しかしながら、地方公共団体においては、昨今の低金利の借入利率からは大きくかけ離れた年利を有する残債が多数存在しています。その状況は特に公営企業債において顕著であり、相当な財政負担となっているのが実態であります。

よって、国におかれては、**繰上償還の対象となる普通会計債及び公営企業債について、基準となる当該団体の実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率、財政力指数及び資本費の値を緩和するとともに、年利２％以上の残債を対象とし、速やかに地方債の公的資金補償金免除繰上償還制度を再実施することを要望します。**

**第５号議案**

## 国政選挙に係る執行経費基準額の適正化及び調整費の適正な配分について

東三河ブロック　提出

国政選挙に係る経費は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下、「基準法」という。）に定められた基準額により国から地方自治体へ執行委託費として交付されますが、平成２８年７月１０日に執行された参議院議員通常選挙では、基準額では多くの地方自治体で選挙の執行経費がまかないきれなかったところです。

現在の基準額のままでは、選挙事務に必要な人員や資材の確保が困難となり、有権者の利便性の低下を招くと共に、選挙の適正な管理執行に支障を来すことが懸念されます。

よって、国におかれては、**地方自治体が国政選挙事務を公正かつ適正に執行するために適正な基準額の改正を行い、必要な経費を確保するよう要望します。**

**また、避けることができない理由により基準額で選挙を執行できなかった自治体に対しては、全体で執行委託費の５％以内の額が調整費として予算措置され追加で交付されますが、配分方法について、基準額を大幅に超過した自治体と基準額でまかなえるように工夫したが超過してしまった自治体を同列に扱うのではなく、内容の精査を行い適正な配分を行うよう要望します。**

**第６号議案**

## 消防用車両の共同整備の推進について

西尾張ブロック　提出

消防用車両の共同整備については、平成２９年３月１５日付けにて消防審議会より「一定の圏域内で共同して整備していくことが望ましい（省略有）。」との答申があり、これを受け総務省消防庁長官から『市町村の消防の連携・協力に関する基本的な指針』が示されました。また、平成２９年４月１日付けで、総務省消防庁長官からの「市町村の消防の連携・協力に関する基本方針」により、基本的な考え方や具体例が示されたところです。

この趣旨を踏まえ、犬山市としてもはしご車の共同整備について具体的に協議検討する必要があると考えています。

現在実施されている「消防施設整備計画実態調査」において、「算定数と整備数の比率」を算定する際、例えば消防用車両を２自治体で整備した場合、一方の自治体の車両の比率は低くなり、計算上、消防車両が不足していると判定されてしまいます。

また、特殊災害車両は高額で、車両更新時には自治体の財政負担は非常に大きくなります。消防審議会の答申や総務省消防庁長官から示された指針により、共同整備への道が開けましたが、補助制度についても、構成自治体の負担割合に応じた補助など、共同整備に対応した制度の創設が必要です。

よって、国におかれては、**消防車両の共同整備について、「消防施設整備計画実態調査」における「算定数と整備数の比率」において、共同整備を行う場合でも各自治体が比率を満たすよう算定方法の見直し及び共同整備に対応した補助制度を創設するよう要望します。**

**第７号議案**

消防防災施設整備費補助金に係る補助対象の拡充について

西尾張ブロック　提出

防火水槽は、震災時など水道配管が寸断され消火栓が使用不能になった際の消火活動に有効な水利であり、また、非常時の飲料水としても活用できる重要な施設であります。

南海トラフ地震など大規模地震に備えるため、稲沢市では耐震性貯水槽の整備を平成１７年度から毎年４基、平成２８年度以降は毎年２基を整備しております。整備には、１基当たり約１，５００万円の事業費となっており、財政状況の厳しい中で、非常に苦しい財政負担となっております。一方で公共施設や消防水利を含めたインフラが一斉に更新時期を迎えることも予測されており、同様の公共施設等を確保するためには多額の事業費が必要になると考えます。

そこで、稲沢市では、平成２７年度から非耐震性貯水槽の耐震化事業を開始し、この事業に係る事業費は新規耐震性貯水槽の２分の１の事業費で耐震改修ができ、新規に用地確保をしないですむことが最大のメリットであると考えております。

今後、人口減少社会の進展に伴い、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減することが求められておりますが、既存の非耐震性貯水槽を改修し、耐震性能を付与する事業は、財政負担の軽減につながるとともに、消防防災体制の強化に大いに有効な手法であると考えます。

よって、国におかれては、**耐震性貯水槽に係る補助対象施設の規格が新規製品のみに限定されているため、非耐震性貯水槽の改修事業も補助対象に拡充するよう要望します。**

**第８号議案**

## 大規模な建築物への耐震改修費の支援について

西尾張ブロック　提出

不特定多数の人が利用する大規模な建築物の耐震化を推進し、災害に強い国土・地域の構築を図るため、平成２５年１１月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、商業施設や宿泊施設、病院などの不特定多数の人が利用する大規模な建築物は、耐震診断の実施とその結果の公表が義務付けられました。

耐震診断については、国・県・市の補助制度により所有者の負担なしに実施しましたが、耐震改修については、莫大な費用が必要で、耐震改修費の補助金は、国・県・市をあわせて最大４４．８％の補助金が措置されておりますが、所有者の負担は大きく、また地方自治体の負担も大きいため、耐震化を推進するためには、国の補助制度のさらなる充実が必要です。

よって、国におかれては、**法改正により耐震診断及びその結果の公表が義務づけられた大規模な建築物の耐震改修費に対する国の補助制度の充実を要望します。**

**第９号議案**

# ＰＣＢ廃棄物の早期処理の推進について

西尾張ブロック　提出

ＰＣＢ廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、事業者の責務・役割として「自らの責任による処理」「期間内の処分」が義務付けられ、平成３８年度末までに全ての処理が完了することとされています。また、高濃度のＰＣＢ廃棄物は、計画的処理完了期限の１年前に処分する方針が示されています。

地方自治体では、教育施設などを中心にＰＣＢ廃棄物である蛍光灯器具などの安定器が多量に保管されており、行政サービスを維持しつつ、期限内の処理を行うことは、極めて財政負担が大きいものと考えます。

また、地震その他災害に伴うＰＣＢ廃棄物の飛散流出防止を含め、早期にＰＣＢ廃棄物の処理完了が急務である一方で、高濃度ＰＣＢの処理施設が全国５箇所、低濃度ＰＣＢ処理施設が３０箇所と限定されており、処理待ちの状況が続いていることから、処理体制の充実が必要と考えます。

よって、国におかれては、**地方自治体におけるＰＣＢ廃棄物の処理を円滑に推進するための処理体制の充実及び財政支援を講じるよう要望します。**

**第１０号議案**

子ども医療費助成制度の創設について

西尾張ブロック　提出

子ども医療については、全国的に見ても都道府県によってばらつきがあり、県内においても、県の補助制度をベースに各市町村が上乗せする形で助成しています。

市町村の財政事情が、医療費助成制度の違いにつながり、そのことが、子どもを生み育てる世代の居住地選択に大きく影響しています。県内自治体においても子ども医療費助成を競うように対象年齢の引き上げを行っており、市町村にとって上乗せ助成の財政的負担は非常に大きく、市町村間で大きな格差が生じています。

よって、国におかれては、**どの地域においても、同様の水準の子ども医療が受けられるよう、国の責任において、義務教育終了時まで全国一律の子ども医療費助成制度を創設するようよう要望します。**

**第１１号議案**

制度改革に伴う国民健康保険税負担の激変緩和について

西尾張ブロック　提出

平成３０年度に実施される国民健康保険制度の改革により、財政運営の主体が都道府県に移行され、これに伴い、市町村は都道府県が決定する納付金額を支払うことになります。

前期高齢者交付金の交付が市町村単位から都道府県単位へ変更されることに伴う財政的な変動は、市町村の責に帰することができないものです。

現在の保険税（料）率は、各市町村が今まで様々な事情の中で設定してきたものであり、市によっては現行の国民健康保険税（料）率を大幅に引き上げなければなりません。保険税（料）の急激な引き上げは、加入者に大幅な負担増を強いることとなります。

また、国の方針をもとに県や市においても早急に緩和策を検討する必要があります。

よって、国におかれては、**国民健康保険制度の改革により加入者への負担が急激に上昇しないよう、激変緩和策を検討し、できるだけ早い時期に示すよう要望します。**

## 第１２号議案

児童福祉法改正に伴う児童虐待発生時の迅速・的確な対応について

西尾張ブロック　提出

改正児童福祉法（平成２８年法律第６３号）により平成３０年度までに児童相談所の業務・要保護児童通告の在り方、従事職員の資質向上を図るための方策について検討及び必要な措置を講じることとされ、平成２８年３月２２日付けで全国市長会が人材確保と財政負担の増大について意見を提出しているところです。

児童相談所が相談対応を行った児童の多くは、施設入所措置に至らず在宅支援となっていることから、改正児童福祉法では、在宅支援の強化が求められ、市町村事務の増加及び専門職員の養成及び確保にかかる費用、資質向上のための経費などについて市町村にとって過重な負担が継続していくことが見込まれます。

市町村への財政支援は、「市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備運営等について」（平成２９年３月３１日付け雇児発０３３１第４９号）中に「児童虐待防止対策支援事業の実施について」等のとおりとするとありますが、その内容は十分ではありません。

よって、国におかれては、**市町村に求める体制整備の全体に対する人材確保や資質向上に必要となる安定・継続的な財源支援策を速やかに検討し示すよう要望します。**

**第１３号議案**

## 共同生活援助事業所の運営に対する補助について

東尾張ブロック　提出

共同生活援助事業所は、国が定めた障害福祉サービス等報酬を得て事業を行っています。これとは別に、愛知県及び市町村の障害者共同生活援助事業費補助金にて、土日休日及び通所施設の休業日（以下「休日」という。）に支援を実施した場合、県及び市町村が２分の１ずつ負担して、障害支援区分及び利用日数に応じて補助しています。

しかしながら、これら現行制度では重度障害者の受け入れに対して必要な人員を確保することが困難であるため、休日に限らず平日も補助対象とするなど交付対象項目の追加または補助額の見直し等、重度障害者の住まいの場の確保のためにも補助内容の拡大を図るべきと考えます。

よって、国におかれては、**補助内容の拡大を図るため愛知県及び市町村が実施している障害者共同生活援助事業費補助金に対する国庫補助による財政支援を措置するとともに給付費の算定方法（報酬単価）の見直しを要望します。**

**第１４号議案**

## 定期予防接種に係る財政措置について

知多ブロック　提出

予防接種法で定められている定期の予防接種については、市町村の自治事務とされ、ヒブや小児肺炎球菌、ジフテリア、百日せきなどのＡ類疾病に係る予防接種は、ほとんどの市町村において全額公費負担で実施されています。

また、平成２８年１０月には、新たに「Ｂ型肝炎」が定期接種化され、今後は「おたふくかぜ」「ロタウイルス」の２種についても定期化を含めた必要な措置を講じることとされています。

これらに係る費用は、普通交付税措置されているものの、増え続ける予防接種事業費により市町村の財政は圧迫されており、定期予防接種が追加されるたびに新たな財源を確保することは困難であります。

その結果、全額公費負担が困難となり、被接種者に負担を求めることとなれば、接種率が著しく低下し、病気のまん延を防ぎ国民の健康を守るという目的が果たせなくなる恐れがあります。

よって、国におかれては、**既存の定期予防接種及び今後新たに定期接種化される予防接種に係る費用について、普通交付税措置によらず、全額を国庫負担とするよう要望します。**

**第１５号議案**

既設の事業所内保育所にかかる運営費等補助について

西三河ブロック　提出

多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として、平成２８年度に企業主導型保育事業が創設され、保育施設を設置する企業に対して、運営費や施設整備費の助成が行われているところであります。

しかしながら、制度が創設される以前から事業所内に保育所を設置している企業に対しては、既存の保育施設を増築して定員増を図る場合や既存施設の空き定員を活用して他社の従業員の子どもを受け入れした場合の増築分及び増員分のみが該当となり、既存の部分については原則当該事業の補助の対象とならないとされております。

そのため、他の地域と比較して規模の大きな事業所が多い本県において、従業員の仕事と子育ての両立支援のため、先行して保育施設を整備していた事業所が不利になるような現状となっております。

よって、国におかれては、**既設の事業所内保育所に対し、設置基準を満たすことにより企業主導型保育事業への切り替えを可能とすること、もしくは、企業主導型保育事業と同様の助成措置の実施を要望します。**

**第１６号議案**

## 認定こども園施設整備交付金の財源確保について

西三河ブロック　提出

認定こども園施設整備交付金については、文部科学省の定める認定こども園施設整備交付金交付要綱及び認定こども園施設整備交付金実施要領に基づき、社会福祉法人等が認定こども園整備等を行う場合、市町村が交付対象経費の４分の１以内で補助を行い、国が間接補助により都道府県を通じ交付対象経費の２分の１以内を交付金の額として交付するものとされています。

平成２９年５月末には、内閣総理大臣は待機児童解消等のため、新たに「子育て安心プラン」を発表し、遅くとも３年間で待機児童を確実に解消し、その後も待機児童ゼロを維持することを目指しています。そうした中、高浜市においては平成３１年度開園をめざし、民間による幼保連携型認定こども園整備を手法とした待機児童対策を進めています。

しかしながら、文部科学省は、平成２９年度認定こども園施設整備交付金について、各市町村の協議申請額が予算額を大幅に超える見込みから、全事業採択を優先するため、全国一律で９０％に圧縮することとしています。国において交付金が満額交付されない場合、本来国が負担すべき費用を市が負担せざるを得ない状況となり、本市の認定こども園整備に支障をきたします。同様に認定こども園整備を手法として待機児童対策に取組む全国の自治体の施策推進に支障をきたすものとなり、国の推進する施策との矛盾が生じます。

よって、国におかれては、**自治体が待機児童対策を確実に推進できるよう、認定こども園施設整備交付金が基準額どおり交付できるよう財源確保されることを要望します。**

**第１７号議案**

介護予防・日常生活支援総合事業の上限の引き上げについて

東三河ブロック　提出

平成２７年度介護保険制度改正により、これまで全国一律の基準により、上限のない介護予防給付の中で行われてきた要支援１、２の「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」が上限が定められた市町村の行う地域支援事業のひとつである総合事業に移行され、全市町村で総合事業が始まりました。総合事業は法律及び政令に規定される上限額の範囲内で市町村が事業を実施することとされています。

市町村が、総合事業による高齢者の自立支援・介護予防の推進に重点的に取り組み、介護予防に力を入れることは、高齢者の重度化を予防し、いつまでも住み慣れた地域で自立した生活を送ることを可能とし、さらに、将来的には保険給付費の抑制、また介護保険制度の持続可能性の確保にもつながります。

平成３０年度以降、多くの市町村において総合事業費が上限額を超える可能性が高く、その場合には、一般財源または保健福祉事業として第１号保険料により行うこととなります。上限超過が介護予防推進に向けた取り組みの抑制要因となる懸念がありますが、総合事業は介護予防を推進するために必要不可欠の事業であり、積極的に取り組んでいく必要があります。

よって、国におかれては、**介護予防や自立支援に向けた取り組みを一層強化するため、総合事業の上限を引き上げるよう要望します。**

**また、上限の引き上げができない場合は、少なくとも、平成２７年度から平成２９年度までの移行期間における「１０％の特例（移行初年度の７５歳以上被保険者数変動率を １．１と置き換え毎年の上限額を算定するもの）」について、平成３０年度以降も引き続き延長するよう要望します。**

**第１８議案**

## 亜炭鉱廃坑対策に係る支援制度について

東尾張ブロック　提出

戦前から戦後にかけて亜炭の採掘がさかんに行われ、なかでも東海地方は最大の亜炭の産地でした。愛知県内においても名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊田市、犬山市、小牧市、尾張旭市、日進市及び長久手市で採掘跡（亜炭廃坑）が広範囲に残されています。

これらの地域は採掘当時と比べて市街化が進み人口密集地域になっているところも多くあることから、事前対策を行わずに放置しておけば、岐阜県御嵩町のような大規模な陥没事故が発生するおそれが大きくなります。現実に家屋の庭先など人的被害に繋がりかねない場所で陥没が度々発生しています。陥没が発生するたびに事後の復旧工事が行われてきましたが、民家等に被害があってからの対応ではあまりに遅いため、陥没があった地域やその周辺地域の住民が安心して暮らせるよう、また、南海トラフ巨大地震を想定した対策の必要性が叫ばれていることや、将来、リニア中央新幹線の整備においてもルート上に亜炭廃坑が存在する可能性が大きいため亜炭廃坑処理を迅速に行い、安全な市街地の開発・まちづくりを進めるためにも、調査や充填工事等にかかる費用に対する継続的な支援制度が必要です。

よって、国におかれては、**亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度の創設を要望します。**

**また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進にあたっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画をあわせて要望します。**

**第１９号議案**

緊急輸送道路の機能確保について

知多ブロック　提出

人命救助、応急対策、災害復興や、大規模災害発生時において、国・県による広域受援を確実に受け入れるためには、緊急輸送道路の機能確保は重要課題と考えています。また、国・県からは、いわゆるプッシュ型の輸送計画による支援物資の搬送がされますが、知多半島は海岸部の被害が想定されることから、半島中央に位置する緊急輸送路の確保が必要であります。

このため、物資の受入れに併せ、重篤者の搬出など緊急輸送路としての機能確保は、知多地域の支援と復興の生命線となるため、知多地域においては、半島を縦断する知多半島道路等の機能確保が求められます

現在、知多半島道路等の管理運営は、民間事業者が担っており、道路上空を占有している橋梁は、インターチェンジのランプを含めれば４路線合計で４８橋にも上ります。

よって、**国においては、跨線橋全ての耐震化と一般車両の通行規制など、災害時における輸送道路の機能確保に万全を期するよう要望します。**

**第２０号議案**

## 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置の継続について

東三河ブロック　提出

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定では、平成２０年度以降１０年間の時限措置として地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築に関して国庫補助負担率の嵩上げがなされています。

現在、道路整備に係る交付金の要望額に対して交付率が低く、必要な道路整備に多大な時間を要するなど地域経済の発展に大きな支障となっています。さらに、道路インフラの維持・修繕に要する費用は今後急激な増大が必要となることは明白です。

そのような中、特別措置が時限どおり平成２９年度末で撤廃されると、道路事業全体の予算が削減され、今後の道路整備と地域経済活動に大きな支障が生じる可能性があります。

よって、国におかれては、**「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による補助率等の嵩上げ措置が平成２９年度までの時限措置となっていますが、平成３０年度以降も継続するとともに、さらに地方創生推進のために真に必要な道路整備における特別措置を拡充するよう要望します。**

**第２１号議案**

三河港における自動車物流機能の強化に向けた港湾施設の整備促進及び自動車物流拠点港湾への支援について

東三河ブロック　提出

三河港は、国内外自動車メーカーの輸出入の拠点港として重要な役割を担っており、平成２８年の貿易額は全国９位、完成自動車の輸入台数・金額は共に２４年連続日本一、輸出でもトップを争うなど、今後も完成自動車の取扱量の増加が見込まれています。

完成自動車の取扱量増加への対応として、神野ふ頭西地区では、ふ頭用地の造成に着手しているところですが、完成自動車の積出し用地や保管用地が不足しており、ふ頭から離れた場所に保管用地を確保するなど、自動車物流の効率化に支障をきたしています。

さらに、三河港の物流効率化を促進するため、三河港周辺臨港道路及び東名高速、国道２３号線等の主要幹線道路へのアクセス強化が求められています。

また、完成自動車の輸出入は、岸壁背後に広大なモータープールを必要とする他、機械化が困難な自走による輸送、公道走行に伴う付帯的手続き・作業、製品への養生などに起因する非効率な形態を強いられています。

よって、国におかれては、**三河港の物流・産業機能を強化するため、「三河港港湾計画（平成２３年４月改訂）」に基づく、工業用地及びふ頭用地の確保や、三河港周辺道路の早期整備の他、自動車物流の特殊性を踏まえ、自動車物流拠点となっている港湾に対する支援を要望します。**

**第２２号議案**

## 発掘調査で出土した遺物の取扱いについて

西尾張ブロック　提出

文化財保護法では、埋蔵文化財の発掘に関する届出から遺失物法による出土品の取扱いまで規定されており、「出土品の取扱いに関する指針」で出土品の具体的な取扱いが指針として示されています。

稲沢市は、周知の埋蔵文化財包蔵地が市内に３２７か所あり、これまでの発掘調査による出土品は多数に上っています。今後も、道路工事、宅地開発を進める中で、発掘調査などにより出土遺物は増えることが予想され、こうした状況の中、既存の埋蔵文化財収蔵庫の拡張や新築することは難しいものと考えます。

そこで、出土品の適切な保存と活用を進めるうえで、今後は「出土品の取扱いに関する指針」に基づく、適切な遺物の選別が必要となります。

よって、国におかれては、**遺跡の発掘調査で出土した遺物について、市町村が文化財として保存・活用するため「出土品の取扱いに関する指針」の基準の明確化を要望します。**

## 第２３号議案

### 学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

東尾張ブロック　提出
東三河ブロック　提出

児童生徒が多くの時間を過ごす小中学校普通教室等への空調設備設置は、昨今の地球温暖化に伴う猛暑により、早急な整備が必要です。また、児童生徒の生活習慣の変化に応じて、トイレの洋式化への転換も急務になっています。それに加え、学校施設の老朽化に伴う大規模改造工事など学習環境の改善が求められています。

しかし、これらの工事を実施するには、莫大な費用が必要となり、国の「学校施設環境改善交付金」の補助３分の１、そして現在の補助単価では、早期かつ一律的に実施していくことが困難な状況です。

また、学校施設を改修する場合、夏季休暇等の長期休暇を重要な工期とするなど、学校運営を続けながら施工を進める必要があるにも関わらず、学校施設環境改善交付金をはじめとした文部科学省の各年度予算は、一般会計における当初予算額の規模が抑えられ、特別会計や補正予算を中心に事業採択がされていく傾向が続いているため、一般会計当初予算での交付金採択が厳しくなっており、当初予算で事業採択がされない場合、市においては、計画的に必要な事業を進めていくためやむを得ず一般財源等で財源確保し、事業に着手せざるを得ない状況も生じております。短期間に非常に多くの事業費を要する事業であり、国庫交付金による財政支援は欠かせません。

よって、国におかれては、**小中学校の空調設備設置やトイレ改修、老朽化対策等に伴う大規模改造事業について、補助率の引き上げ及び実情に即した補助単価の引き上げなど、国庫支援制度を拡充するとともに継続的かつ確実な財源を確保するよう要望します。**

**また、地方財政の健全化のためにも、各年度の一般会計当初予算額の規模を十分に引き上げた上、当初予算中心の交付金採択を進めるよう要望します。**

**第２４号議案**

## 幼稚園就園奨励費補助制度の財源措置について

知多ブロック　提出

幼稚園就園奨励費補助制度ついては、私立幼稚園に就園する園児の保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育に寄与するため、所得の状況や園児の兄・姉の人数に応じて保育料の一部を補助する制度であり、国が補助の３分の１以内を負担し、残りを市町村が負担するものとなっております。

しかしながら、国の補助は、市町村補助事業費の３分の１以内とされているが、「予算の範囲内で経費の一部を補助する」という規定が幼稚園就園奨励費補助金交付要綱にあり、実際は補助率３分の１に圧縮率が乗じられているため、実質的に市町村への負担転嫁といえる状況となっています。

よって、国におかれては、**幼稚園就園奨励費補助制度の安定的な運営のため、補助金交付にあたり、圧縮率を乗じて減額することなく、補助率どおり３分の１を支給するよう要望します。**

**第２５号議案**

公共施設整備費補助金の設置について

知多ブロック　提出

現在、地域コミュニティーの活動に関する国の施策は、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育であるＥＳＤ事業などソフト面に重点が置かれており、公民館等が対象の公立社会教育施設整備補助制度は廃止後、地方交付税に切り替えられ、施設の改修にかかる補助制度はない状況であります。

昭和４０年代に建設された公民館、コミュニティーセンターなどが数多く存在し、いずれも躯体また空調等の設備が老朽化し、更新工事、または大規模改修工事の必要が生じていますが、市の単独費で実施するのは財政的に困難な状況であります。

よって、国におかれては、**これからの時代に求められる多世代交流施設の建設または大規模改修工事等による長寿命化に活用するため、公民館など、地域コミュティー活動拠点の施設整備費に係る補助金の設置を要望します。**